

# ○国立大学法人埼玉大学成果有体物取扱規則

〔平成18年7月13日  
規則第108号〕

改正	平成20. 3. 1	19規則97	平成20. 4. 1	20規則15
	平成20. 8. 7	20規則80	平成20.12.26	20規則117
	平成21. 2.26	20規則128	平成22. 3.29	22規則18
	平成24. 9.25	24規則34	平成25. 9.30	25規則15
	平成26. 3.28	25規則57	平成27. 2.24	26規則74
	平成28. 3.29	27規則80		

(目的)

**第1条** この規則は、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究開発で得られた成果有体物の適正な取扱いについて必要な事項を定め、もって適切な条件の下で成果有体物を提供することを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則において、「成果有体物」とは、次の各号に掲げるものであって、学術的価値又は財産的価値のあるものをいう。ただし、論文及び講演その他の著作物等に関するものを除く。

(1) 研究・教育の結果又は過程において得られた材料、試料（試薬、新材料、土壌、岩石、植物新品種、実験動物、細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導體等をいう。）、試作品、モデル品、実験装置等

(2) 臨床等において得られた試料（細胞株、微生物株、ウイルス株、核酸、タンパク質等の生体成分及びそれらの誘導體等をいう。)

2 この規則において「部局」とは、各学部、各大学院研究科、基盤教育研究センター、英語教育開発センター、日本語教育センター、社会調査研究センター、アドミッションセンター、統合キャリアセンターSU、保健センター、研究企画推進室、オープンイノベーションセンター、先端産業国際ラボラトリー、科学分析支援センター、図書館、情報メディア基盤センター、国際本部及び事務局をいう。

3 この規則において「部局長」とは、前項の部局の長をいう。

(成果有体物の活用)

**第3条** 部局長は、他の研究機関及び研究者が研究開発の場での成果有体物の利用を推進するため円滑な提供と適切な取扱いの確保に努めるとともに産業利用等を通じて、国民への利益の還元を図るため、適切な契約による成果有体物の提供に努めるものとする。

(成果有体物の帰属)

**第4条** 本学において研究開発成果として得られた成果有体物は、全て本学に帰属するものとする。

(成果有体物の管理)

**第5条** 成果有体物の保管及び提供その他管理に係る取扱いは、研究開発を行った各部局の責任のもとに当該研究者が行うものとする。

(成果有体物の提供)

**第6条** 部局長は、成果有体物を提供する場合には、利用目的に応じ、次の区分により成果有体物を提供するものとする。

(1) 研究又は教育を目的として利用する者へ提供する場合

イ 研究又は教育を目的として利用する者からの要請により提供する場合には、提供を要請する者からの別紙様式1の申請書を学長に届け出るとともに、別紙様式2-1または2-2により成果有体物の取扱いに関する必要な条件を提示したうえ提供する。

ロ 研究又は教育の必要から能動的に提供する場合には、提供する研究者は、別紙様式3の届出書を学長に届け出るとともに、別紙様式2-1または2-2により提供先の者に対し、成果有体物の取扱いに関する必要な条件を提示したうえ提供する。

ハ イまたはロによる場合は無償で提供する。

(2) 産業利用若しくは収益事業を目的として利用する者へ提供する場合

提供を要請する者からの別紙様式4の申請書を学長に提出し、学長が提供を決定後に承認書を添えて有償で提供する。

その際、学長は、速やかに別紙様式5-1または5-2により成果有体物の取扱いに関する必要な条件を明記した売買または貸借契約を締結したうえで、提供を決定し、別紙様式6の承認書を交付するとともに、部局長へ通知する。

(成果有体物に関するデータ等の取扱)

**第7条** 成果有体物に関するデータ等の取扱いについては、成果有体物と同等に取扱うものとし、提供については第6条の規定を準用する。

(提供補償金の支払)

**第8条** 学長は、成果有体物の提供等により収入を得た場合は、当該作製者に対して提供補償金を支払うものとする。

2 前項の提供補償金については、国立大学法人埼玉大学教職員等の職務発明等に対する補償金支払細則第2条の規定を準用する。この場合において、「実施補償金」とあるのは「提供補償金」と、「発明者」とあるのは「作製者」とそれぞれ読み替えるものとする。

## 附 則

この規程は、平成18年7月13日から施行する。

附 則（平成20. 3. 1 19規則97）

この規則は、平成20年3月1日から施行する。

附 則（平成20. 4. 1 20規則15）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20. 8. 7 20規則80）

この規則は、平成20年9月1日から施行する。

附 則（平成20.12.26 20規則117）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21. 2.26 20規則128）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 3.29 22規則18）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24. 9.25 24規則34）

この規則は、平成24年9月25日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25. 9.30 25規則15）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成26. 3.28 25規則57）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27. 2.24 26規則74）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28. 3.29 27規則80）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

住 所  
所属機関  
氏 名 印  
連絡先 電話番号  
E-mail

研究開発の成果有体物無償提供申請書

国立大学法人埼玉大学における研究開発の成果有体物を、下記事項により無償で（譲与・貸付）願います。

記

1. 成果有体物の名称及び数量

2. 成果有体物を保管する研究室・氏名

3. 使用目的

4. 譲与・貸付条件の遵守

成果有体物の（譲与・貸付）にあたり条件が付される場合にはその事項を遵守します。

5. その他参考となる事項

【譲与条件】

埼玉大学は、無償で成果有体物を譲与することとするが、ついでには、以下の事項を遵守すること。

- 第1 譲与を受けた成果有体物を、申請した使用目的、非営利目的及び非臨床目的のためにのみ使用すること。
- 第2 埼玉大学の事前の文書による承諾なく成果有体物（成果有体物から得られた成果物又は成果有体物に変更を加えることによって得られ、かつ成果有体物の主要な要素を備えた成果物を含む。）を第三者に提供してはならない。
- 第3 成果有体物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、埼玉大学の研究者から提供を受けたものであることを明記すること。
- 第4 成果有体物を受領したときは、埼玉大学長に対し受領書を提出すること。
- 第5 成果有体物の引渡しに要する費用を負担すること。
- 第6 成果有体物は、研究・教育の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、埼玉大学は明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、埼玉大学は成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接又は間接損害を問わない。）も負わない。
- 第7 この譲与条件に定めのない事項又はこの譲与条件に定める事項に疑義が生じたときは、両者は、誠意をもって協議の上解決することとする。
- 第8 本譲与は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本譲与から発生する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすることとする。

※以下は、必要に応じて追加することができる。

（秘密保持）

- 第〇 埼玉大学の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本譲与に基づき埼玉大学から提供され、又は開示された成果有体物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本譲与に基づき開示された成果有体物の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには適用しない。
  - 一 埼玉大学から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
  - 二 埼玉大学からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は被譲与者の責め

に帰すべからざる事由により公知となったもの

三 提供又は開示の時点で既に被譲与者の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって被譲与者に知らされたもの。ただし、当該情報が当該第三者によって直接又は間接により埼玉大学から得られたものではないこと

五 埼玉大学から提供された情報に基づかないで、被譲与者において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、被譲与者に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、成果有体物を受領したときから、 年間とする。ただし、埼玉大学との協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

第〇 譲与を受けた成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を埼玉大学に連絡し、その取扱いについて協議すること。

2 前項の新たな研究開発成果を営利を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を埼玉大学に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議すること。

3 前2項は、本成果有体物の譲与後、 年間有効に存続すること。

【貸付条件】

埼玉大学は、無償で成果有体物を貸し付けることとするが、ついでには、以下の事項を遵守すること。

- 第1 成果有体物を善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な使用に努めなければならない。
- 第2 本成果有体物を改造その他成果有体物の現状を変更しようとするときは、あらかじめ埼玉大学の承認を受けなければならない。
- 第3 成果有体物を、申請した使用目的、非営利目的及び非臨床目的のためにのみ使用すること。
- 第4 埼玉大学の事前の文書による承諾なく成果有体物（成果有体物から得られた成果物又は成果有体物に変更を加えることによって得られ、かつ成果有体物の主要な要素を備えた成果物を含む。）を第三者に提供してはならない。
- 第5 成果有体物を使用して得られた成果を論文等として公表するときは、埼玉大学の研究者から提供を受けたものであることを明記すること。
- 第6 成果有体物を受領したときは、埼玉大学に対し借受書を提出すること。
- 第7 成果有体物の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用を負担すること。
- 第8 成果有体物を貸付期間満了の日までに指定の場所に返納しなければならない。
- 第9 貸付条件に違反したとき又は埼玉大学が特に必要と認めたときは、埼玉大学の指示するところに従い速やかに返納しなければならない。
- 第10 成果有体物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を埼玉大学に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。
- 第11 前項の亡失又は損傷が被貸付者の責に帰すべき理由によるものであるときは、被貸付者の負担において補填若しくは修理又はその損害を弁償しなければならない。
- 第12 埼玉大学は、成果有体物について随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は成果有体物の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることができること。
- 第13 成果有体物は、研究・教育の過程において生み出された実験的・研究的性質

を有するものであり、埼玉大学は明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、埼玉大学は、成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接又は間接損害を問わない。）も負わない。

第14 この貸付条件に定めのない事項又はこの貸付条件に定める事項に疑義が生じたときは、両者は、誠意をもって協議の上解決すること。

第15 本貸付は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本貸付から発生する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とすること。

※以下は、必要に応じて追加することができる。

（秘密保持）

第〇 埼玉大学の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本貸付に基づき埼玉大学から提供され、又は開示された成果有体物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本貸付に基づき開示された成果有体物の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには適用しない。

一 埼玉大学から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの

二 埼玉大学からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は被貸付者の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの

三 提供又は開示の時点で既に被貸付者の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの

四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって被貸付者に知らされたもの。ただし、当該情報が当該第三者によって直接又は間接により埼玉大学から得られたものではないこと

五 埼玉大学から提供された情報に基づかないで、被貸付者において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの

六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、被貸付者に対して開示が強制されたもの

2 前項の有効期間は、成果有体物を受領したときから、 年間とする。ただし、埼玉大学との協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができること。

第〇 成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を埼玉大学に連絡し、その取扱いについて協議すること。

2 前項の新たな研究開発成果を営利を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を埼玉大学に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協

議すること。

3 前2項は、成果有体物の貸付期間満了後、 年間有効に存続すること。

平成 年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

所 属  
氏 名  
連絡先 電話番号  
E-mail

研究開発の成果有体物無償提供届出書

国立大学法人埼玉大学における研究開発の成果有体物を、下記事項により無償で（譲与・貸付）します。

記

1. 成果有体物の名称及び数量
2. 成果有体物を保管する研究室
3. 使用目的
4. その他参考となる事項

平成 年 月 日

国立大学法人埼玉大学長 殿

申請者の住所及び氏名 印  
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

研究開発の成果有体物有償（売買・借受）申請書

国立大学法人埼玉大学における研究開発の成果有体物を、下記事項により有償（売買・借受）で受けることを申請する。

記

1. 成果有体物の名称及び数量
2. 担当研究者名
3. 使用目的及び使用場所
4. (売買・借受)を必要とする理由
5. 使用計画（\*借受の場合は、希望期間を記入すること。）
6. (売買・貸付)条件の遵守  
成果有体物の（売買・貸付）にあたり条件が付される場合にはその事項を遵守します。
7. その他参考となる事項

研究開発成果有体物売買契約書

売出人国立大学法人埼玉大学（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）は、次の各条によって研究開発成果有体物の売買契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（売買される研究開発成果有体物）

第 1 条 甲は、乙に対し、次の研究開発成果有体物（以下「本成果有体物」という。）を売却するものとする。

- (1) 本成果有体物の名称
- (2) 本成果有体物の数量
- (3) 本成果有体物の管理研究者名

（売買代金）

第 2 条 乙は、本成果有体物の対価として、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）を甲に支払うものとする。

（契約保証金）

第 3 条 契約保証金は免除する。

（代金の支払い）

第 4 条 乙は、売買代金を、国立大学法人埼玉大学が発行する請求書により、平成 年 月 日までにその全額を甲に支払わなければならない。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年 5 % の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（成果有体物の受領）

第 5 条 乙は、本成果有体物を受領したときは、甲に対し受領書を提出するものとする。

（費用負担）

第 6 条 乙は、本成果有体物の引渡しに関する費用を負担するものとする。

(非保証)

第7条 本成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接又は間接損害を問わない。）も負わない。

(契約解除)

第8条 甲は、乙が第2条に規定する売買代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができる。

2 甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。

(誠実義務)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第10条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本契約から発生する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とするものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

※以下は、必要に応じて追加することができる。

(秘密保持)

第 条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され、又は開示された本成果有体物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された本成果有体物の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには適用しないものとする。

一 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの

- 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
- 三 提供又は開示の時点で既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
- 四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの。ただし、当該情報が当該第三者によって直接又は間接により甲から得られたものではないこと
- 五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの
- 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの
- 2 前項の有効期間は、第5条により乙が本成果有体物を受領したときから、年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(新成果創出の取扱)

- 第 条 乙は、本成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その取扱いについて協議するものとする。
- 2 乙は、前項の新たな研究開発成果を営利を目的に利用しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、その利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。
- 3 前2項の規定は、本成果有体物の引渡し後、年間有効に存続するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住所

国立大学法人埼玉大学長

印

(乙) 住所

印

研究開発成果有体物有償貸借契約書

貸付人国立大学法人埼玉大学（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）は、次の各条によって研究開発成果有体物の貸借契約（以下「本契約」という。）を締結するものとする。

（貸借される研究開発成果有体物）

第1条 甲は、乙に対し、次の研究開発の成果有体物（以下「本成果有体物」という。）を貸し付けるものとする。

- （1）本成果有体物の名称
- （2）本成果有体物の数量
- （3）本成果有体物の貸付目的
- （4）本成果有体物の管理研究者名
- （5）本成果有体物の貸付期間

（借受代金）

第2条 乙は、本成果有体物の借受代金として、金 円（うち消費税及び地方消費税相当額 円）を甲に支払うものとする。

（代金の支払い）

第3条 乙は、借受代金を、国立大学法人埼玉大学が発行する請求書により、平成 年 月 日までにその全額を甲に支払わなければならない。

2 乙は、納付期限までに納付しないときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納額に年5%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は免除する。

（貸付）

第5条 甲は乙に対し、本契約締結後速やかに、第1条の目的の範囲内で使用するために本成果有体物を貸し付けるものとする。

2 乙は、本成果有体物を善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な使用に努

めなければならない。

3 乙は、本成果有体物を改造その他成果有体物の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

(成果有体物の受領)

第6条 乙は、本成果有体物を受領したときは、甲に対し借受書を提出するものとする。

(費用負担)

第7条 乙は、本成果有体物の引渡し、維持、修理、改造及び返納に要する費用を負担するものとする。

(転貸等の禁止)

第8条 乙は、本成果有体物を転貸し、又は担保に供してはならない。

2 乙は、本成果有体物を指定した場所以外の場所では使用してはならない。ただし、貸付期間内にやむを得ない事由により使用場所を変更する場合には、事前に理由書を添えて甲の承認を受けなければならない。

(成果有体物の返納)

第9条 乙は、本成果有体物を貸付期間満了の日までに指定の場所に返納しなければならない。

2 乙が本契約の条件に違反したとき又は甲が特に必要と認めたときは、乙は、甲の指示するところに従い速やかに返納しなければならない。

(成果有体物の亡失等)

第10条 乙は、本成果有体物を亡失し、又は損傷したときは、直ちに詳細な報告書を甲に提出し、その指示に従わなければならない。この場合において、その原因が天災、火災又は盗難に係るものであるときは、亡失又は損傷の事実及び理由を証する関係官公署の発行する証明書を当該報告書に添付しなければならない。

2 前項の亡失又は損傷が乙の責に帰すべき理由によるものであるときは、乙の負担において補填若しくは修理又はその損害を弁償しなければならない。

(成果有体物にかかる実地調査等)

第11条 甲は、本成果有体物について、随時に実地調査し、若しくは所要の報告を求め、又は本成果有体物の維持、管理及び返納に関して必要な指示をすることが

できるものとする。

(非保証)

第12条 本成果有体物は、研究の過程において生み出された実験的・研究的性質を有するものであり、甲は乙に対して明示・黙示を問わず一切の保証をしない。また、甲は乙の本成果有体物の使用・保有によって発生したいかなる結果についても一切その責任を有せず、かついかなる損害賠償義務（直接又は間接損害を問わない。）を負わないものとする。

(契約解除)

第13条 甲は、乙が第2条に規定する借受代金を所定の納付期限までに納付しないときは、本契約を解除することができるものとする。

2 甲及び乙は、乙又は甲が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができるものとする。

(誠実義務)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議の上解決するものとする。

(合意管轄)

第15条 本契約は、日本法に準拠し、日本の法律にしたがって解釈されるものとし、本貸付から発生する一切の紛争については、さいたま地方裁判所を第一審の専属的合意裁判所とするものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保管するものとする。

※以下は、必要に応じて追加することができる。

(秘密保持)

第 条 乙は、甲の文書による事前の承諾を得た場合を除き、本契約に基づき甲から提供され、又は開示された本成果有体物の情報の全てを秘密にし、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、この義務は本契約に基づき乙に開示された本成果有体物の情報のうち、次の各号のいずれかに該当するものには適用しないものとする。

- 一 甲から提供又は開示の時点で、既に公知であるもの
  - 二 甲からの提供又は開示後の第三者の公表により、又は乙の責めに帰すべからざる事由により公知となったもの
  - 三 提供又は開示の時点で、既に乙の所有に属するもので、書面でこれを証明できるもの
  - 四 独立したなんらの法的拘束を受けていない第三者によって乙に知らされたもの。ただし、当該情報が当該第三者によって直接又は間接により甲から得られたものではないこと
  - 五 甲から提供された情報に基づかないで、乙において独自に開発・取得した情報で、これを書面で証明できるもの
  - 六 裁判所の命令又は法律の規定に基づき、乙に対して開示が強制されたもの
- 2 前項の有効期間は、第6条により乙が本成果有体物を受領したときから、年間とする。ただし、甲乙協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができる。

(新成果創出の取扱い)

- 第 条 乙は、本成果有体物により新たに研究開発成果が生じたときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、当該成果有体物に関する知的財産権の帰属の取扱いについて協議するものとする。
- 2 乙は、前項の新たな研究開発成果を産業利用に供しようとするときは、直ちにその内容の詳細を甲に連絡し、産業利用に関する対価等の取扱いについて協議するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住所

国立大学法人埼玉大学長

印

(乙) 住所

印

平成 年 月 日

殿

国立大学法人埼玉大学長

研究開発の成果有体物有償貸付承認書

平成 年 月 日、 より受けた研究開発の成果有体物の有償借受申請について、下記事項により承認する。

記

1. 貸付する成果有体物の名称及び数量
2. 貸付期間
3. 貸付目的
4. 貸付の期日及び場所
5. 使用場所
6. 返納の期日及び場所
7. 貸付条件

別添の貸付条件のとおりとする。